

育児を支援する制度一覧表

育児等に関わる休暇等			
制度	対象		制度の概要等
	男性	女性	
妊娠中の通勤緩和休暇 (規則 第11条6号)		○	(概要) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑程度等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に取得することができる特別休暇 (期間) 妊娠中の期間、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ1時間を超えない範囲
妊娠障害休暇 (規則 第11条7号)		○	(概要) つわり等妊娠に起因する障害のため、勤務することが著しく困難な場合に取得することができる特別休暇 (期間) 1妊娠期間を通じて、14日を超えない範囲内
産前産後休暇 (規則 第11条8号)		○	(概要) 産前と産後に取得することができる特別休暇 (期間) 産前と産後各8週間(出産予定日は産前に含む)
育児参加休暇 (規則 第11条9号)	○		(概要) 子の養育のため、男性職員が取得することができる特別休暇 (期間) 妻の産前、産後各8週間の期間に5日 (要件) 妻の出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合に限る。
家族看護休暇 (規則 第11条10号)	○	○	(概要) 妻の出産や子の傷病等家族の看護のために取得することができる特別休暇 (期間①) 配偶者、職員の父母、配偶者の父母、中学校就学後の子の看護の場合は、1年に4日 (期間②) 中学校就学前の子の看護の場合は、1年に8日。2人以上いる場合は12日
学校等行事休暇 (規則 第11条11号)	○	○	(概要) 子の学校行事に参加するための特別休暇 (期間) 子1人につき年1日 (要件) 義務教育終了前の子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合に限る。
育児時間 (規則 第11条13号)	○	○	(概要) 子を保育するための特別休暇 (期間) 1日2回各45分以内 (要件) 生後1年9月に達しない子を保育する場合に限る。
育児休業 (法 第2条)	○	○	(概要) 子を養育するための休業 (期間) 子が3歳に達するまでの期間
部分休業 (法 第19条)	○	○	(概要) 子の養育のため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる。 (期間) 1日2時間以内 (要件) 子が小学校就学前であることが必要。
育児等に関わる勤務制度			
制度	男性	女性	制度の概要等
育児短時間勤務 (法 第10条)	○	○	(概要) 子の養育のため、常時勤務を要する職のまま、職員の希望する日及び時間帯において勤務することができる勤務制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまでの間 (例) ①3時間55分×週5日 ②4時間55分×週5日 ③7時間45分×週3日 ④7時間45分×週2日+3時間55分×週1日 等
早出遅出勤務 (訓令 第19条第4項)	○	○	(概要) 育児のため、始業及び就業の時刻(定時 8:30～17:15)を、早出勤務(8:00～16:45)、遅出勤務(9:00～17:45)に振り替える勤務制度 (要件) ①小学校就学の始期に達するまでの子のある場合 ②小学校に就学している子を放課後児童健全育成施設に出迎える場合 ③小学校に就学している子で、②に掲げる以外に養育に特別な事由を有し、必要性が認められる職員 (期間) ①子が小学校就学の始期に達するまでの間 ②子が施設に通う間 ③早出遅出勤務をさせる必要性が認められる間
深夜勤務の制限 (条例 第9条第1項)	○	○	(概要) 職員が子を養育するために請求した場合は、深夜勤務をさせてはならない (期間) 子が小学校就学の始期に達するまでの間 (要件) 配偶者が常態として子を養育できない場合(深夜勤務従事、病気、妊娠等)に限る
時間外勤務の制限 (条例 第9条第2項)	○	○	(概要) 職員が子を養育するために請求した場合は、1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務をさせてはならない (要件) 子が小学校就学の始期に達するまでの間
時間外勤務の免除 (条例 第9条の2)	○	○	(概要) 職員が子を養育するために請求した場合は、職員の時間外勤務を免除する (期間) 子が3歳に達するまでの間

※1 法:地方公務員の育児休業等に関する法律

※2 条例:職員の勤務時間、休暇等に関する条例

※3 規則:職員の勤務時間、休暇等に関する規則

※4 訓令:三重県警察の処務及び勤務に関する訓令